

せいねんこうけんせいど にちじょうせいいかつじりつしえんじぎょう
成年後見制度と日常生活自立支援事業の違い

| 制度 | せいねんこうけんせいど 成年後見制度 | にちじょうせいいかつじりつしえんじぎょう 日常生活自立支援事業 |
|---------------|--|--|
| 概要 | ◎重要な法律行為 財産管理や身上監護に関する 法律行為全般を行う | ◎日常的な法律行為と事実行為 日常的な生活援助の範囲内で 支援を行う |
| 具体例 | ●現金・預金・証券・不動産・負債 などの財産全般の管理 ●施設への入退所契約、入院契約 ●不動産の売却や賃貸契約解約 ●遺産分割協議における本人代理 ●消費者被害の取消し | ●日常的な金銭の管理(家賃、公共 料金、医療費や福祉サービス利用 料の支払手続) ●福祉サービスの利用援助 ●契約手続きの援助 ●通帳、印鑑、年金証書の預かり |
| 対象 | 認知症、知的・精神障がいにより、 判断能力が十分でない人 | 高齢や障がいにより日常生活の 判断に不安のある在宅で生活して いる人(契約ができる程度) |
| 援助者* | 成年後見人、保佐人、補助人、 任意後見人 | 専門員、生活支援員 |
| 利用料 (費用報酬) | 後見人などに対する報酬額は 家庭裁判所が決定 | 1回1時間程度 1,200円の利用料と生活支援員の 交通費が必要 |

※援助者は、婚姻・離婚・養子縁組等の身分行為、家事・介護等の事実行為のほか、医療同意、選挙投票等を行うことはできず、身元保証・身元引受・連帯保証人になることもできません。

千歳市成年後見支援センター 利用案内

時間 月曜日～金曜日 8:45～17:15

休日 土・日・祝日、年始年末12月29日～翌1月3日

社会福祉法人千歳市社会福祉協議会
 〒066-0042 千歳市東雲町1丁目11番地

HP

<http://www.chitose-shakyo.or.jp>

千歳市社協

検索



住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために
 ちとせしせいねんこうけん
**千歳市成年後見
 支援センターのご案内**

認知症、知的・精神障がいなどがあり、日常生活や
 将来に不安がある方はお気軽にご相談下さい!

こんなことに困っていませんか?

制度

- 成年後見制度や日常生活自立支援事業についてよくわからないので詳しく知りたい。
- 成年後見等の申立て手続きがわからない。



財産

- もの忘れがあり通帳をなくしたり、お金の管理が自分でできない。
- 訪問販売や悪徳商法の被害を受けている。



契約

- 福祉サービスを利用したいが、自分で契約の手続きができない。
- 施設入所を考えているが一人で決めるのが不安。



将来

- 自分に何かあったときに、障がいのある子どもの生活が心配。
- 身寄りがないので、今後の財産管理が不安。



まずはご相談
 ください!
 (相談無料)

千歳市成年後見支援センター

TEL : 0123-27-2527

FAX : 0123-27-2528

✉ c-shakyo@chitose-shakyo.or.jp

制度について教えて!

日常生活自立支援事業とは?

本人の判断能力は不十分であっても、成年後見制度を利用するほどではない方に対して、千歳市成年後見支援センターが次のようなサービスを提供し、個人の財産と権利を守ります。

- 援助内容**
- **福祉サービスの利用援助**
福祉サービスの利用に関する手続きなど
 - **日常的金銭管理**
公共料金の支払い手続き、預貯金の払い出しなど
 - **書類等の預かりサービス**
預貯金の通帳や大切な書類などの保管

成年後見制度とは?

認知症、知的障がい・精神障がいなどにより、判断能力が十分でない方の権利を守る制度です。成年後見人等が、そのような方々の意思を尊重し、その人にふさわしい生活を送れるようお手伝いします。制度は次の2種類です。

① 法定後見制度

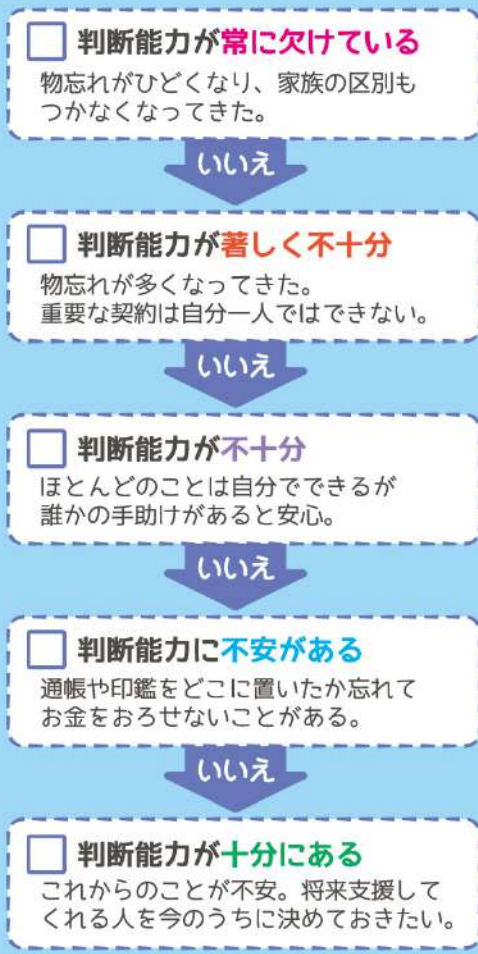
本人やご家族などが家庭裁判所に申し立てし、後見人等が選任されます。判断能力により次の3種類になります。

- 後見** 常に判断力を欠いており、日常の買い物も一人では難しい人
- 保佐** 判断能力が著しく不十分で、日常の買い物は一人ではできるが、重要な財産の管理・処分などは難しい人
- 補助** 判断能力が不十分で、重要な財産の管理などを一人ですることが不安な人

② 任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、将来判断能力が衰えた後の自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務を本人の信頼のおける人に委託する契約（任意後見契約）を公証役場で結びます。

あなたに必要なサービスとは?



はい

はい

はい

はい

はい

せいねんこうけんせいど
成年後見制度
こうけんるいけい
【後見類型】

後見人
●日用品の購入などの行為以外はすべて取り消すことができます。
●本人に代わってすべての契約を行います。

せいねんこうけんせいど
成年後見制度
ほさくさるいけい
【保佐類型】

保佐人
●法律で定められた重要な行為を本人が行った場合に、取り消すことができます。
●家庭裁判所が定めた範囲で、本人に代わって契約を行います。

せいねんこうけんせいど
成年後見制度
ほじょるいけい
【補助類型】

補助人
●家庭裁判所が定めた範囲で、本人が行った行為を取り消すことができます。
●家庭裁判所が定めた範囲で、本人に代わって契約を行います。

日常生活自立支援事業
じりつしえんじぎょう

専門員・生活支援員
●専門員が困っていることの相談に応じます。
●生活支援員が訪問して生活費を届けたり、必要な支払いを行います。

にんいこうけんせいど
任意後見制度

任意後見人
●あらかじめ、本人が決めた財産管理や生活についての「してほしい」ことに関する法律行為を行います。

千歳市成年後見支援センターがお手伝いします!

法定後見制度

日常生活自立支援事業

任意後見制度

千歳市成年後見支援センターではこんな業務を行っています

- 相談**
- 判断能力に不安がある方の生活や財産管理に関する困りごとについて相談に応じます。
 - 成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用が必要であるかを検討し、今後の方向性について共に考えていきます。
 - 相談の内容によって必要な関係機関と連携し、ご相談者が安心して生活できるよう支援します。

- 手続き支援**
- 家庭裁判所に申し立てをする際に必要な書類の説明や申立書の書き方等の支援を行います。

- 普及・啓発**
- 「成年後見制度」の理解を深めるための講演会等を開催します。
 - 「成年後見支援センター」の役割や「成年後見制度」を知っていただくためのパンフレットを作成し、広く周知します。

- 市民後見人の養成**
- 判断能力が低下した方の生活を身近な立場で支援する「市民後見人」の養成を行います。

- 法人後見事業**
- 千歳市成年後見支援センターを運営している千歳市社会福祉協議会（以下、「市社協」といいます）が家庭裁判所から「成年後見人」等に選任され、本人の支援を行います。
 - 本人を直接支援するのは「後見支援員」と呼ばれ、成年後見制度に関する知識や技術等を学ぶ一定の養成研修を修了した人です。「後見支援員」の活動は、市社協がしっかりと監督します。また、市社協が「成年後見人等」として行う行為は、家庭裁判所が監視します。